

第1回質疑書

(1) 公募型プロポーザル実施要領(各様式を含む)

質疑 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
1	3	1(6)	<p>「※設計時詳細地質調査等の結果により外構範囲で必要となる液状化対策に係る造成工事費、地盤改良費、止水対策工事費、その他経費は別途とする。」とありますが、要求水準書P51.4.2(1)2)基本設計業務に「・土壌汚染調査」が含まれています。</p> <p>基本設計時の土壌汚染調査により土壌汚染対策が必要となった場合は、実施要領記載の「・・・その他経費は別途とする。」に該当すると考えてよろしいですか。</p> <p>(※土壌汚染の状況は本契約前に予想できないため、別途としていただきたい。)</p>	<p>そのようにお考えいただいで結構です。</p>
2	7	2(2)②ウ	<p>設計の履行実績要件について、履行とは「基本設計又は実施設計の業務完了時点(工事竣工は不問で施工中でも可)」という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>そのようにお考えいただいで結構です。</p>
3	6～9	2(2)②ウ,a～ l,2)	<p>「平成25年度以降に履行した・・・」の部分について、平成24年度以前に契約し、履行完了した時期が平成25年度以降の実績は含んでよろしいでしょうか。</p>	<p>そのようにお考えいただいで結構です。</p>
4	6～9	2(2)②ウ,a～ l,2)	<p>「平成25年度以降に履行した・・・」の部分について、様式7.配置予定者、実績の中に工事期間と業務従事期間の記載欄がありますが、業務従事期間は工事期間とは異なって(短く)いた場合でも認めていただけますでしょうか。</p>	<p>業務従事期間が、工事(設計)期間と異なって(短くなって)いても構いません。</p>
5	13	3(4)②コ	<p>設計受賞実績について、a～iに該当した場合、すべて評価基準書P3.3、3-2評価ランクAに該当すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>またjに該当した賞の場合、評価ランクB～Eのいずれかに該当すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>【配点例】</p> <p>①a～iに該当した賞が3件の場合:10/3×1.0×3件=10点 →(評価ランクA×3件)</p> <p>②a～iに該当した賞が2件の場合:10/3×1.0×2件=6.66点 →(評価ランクA×2件)</p> <p>③a～iに該当した賞が1件の場合:10/3×1.0×1件=3.33点 →(評価ランクA×1件)</p> <p>④jに該当した賞が1件の場合:10/3×0.6×1件=1.99点 →(評価ランクC×1件)</p> <p>①～④の組み合わせにより配点が決定する。でよろしいでしょうか。</p>	<p>賞ごとの評価ランクは定めておりません。設計受賞実績については、選定委員会において各委員が評価する事項となります。</p>
6	13	3(4)②コ	<p>設計受賞実績について、a～iに該当した場合は、点数差(評価の高い賞はどれか)はありますでしょうか。具体的な配点についてご提示のほどお願いいたします。</p> <p>【配点例】</p> <p>・aに該当した賞の場合:10/3×1.0(評価ランクA)×1件=3.33点</p> <p>・bに該当した賞の場合:10/3×0.8(評価ランクB)×1件=2.66点</p> <p>・cに該当した賞の場合:10/3×0.6(評価ランクC)×1件=1.99点</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>	<p>賞ごとの点数差は定めておりません。配点については、選定委員会において各委員が評価する事項となります。</p>

第1回質疑書

(1) 公募型プロポーザル実施要領(各様式を含む)

質疑 番号	資料 ページ 番号	見出 番号	質 問	回 答
7	13	3(4)②コ	<p>設計受賞実績について、a～iに該当しない場合の、j. その他上記a～iと同等と認められる賞とは、どこまでの賞を指しますでしょうか。 以下賞は、同等と認められますでしょうか。</p> <p>また、以下賞による点数差(評価ランクの差)はありますでしょうか。具体的な配点についてご提示のほどお願いいたします。</p> <p>①(一般社団法人 日本商環境デザイン協会、日本空間デザイン協会)日本空間デザイン賞 ②(栃木県建築士会等)栃木県マロニエ建築賞 ③(一般社団法人 建築学会)日本建築学会作品選集新人賞 ④(国連教育科学文化機関(ユネスコ))Prix versaillesベルサイユ賞 ⑥(一般社団法人日本建築美術工芸会)AACAA賞優秀賞 ⑦(公益社団法人 日本建築家協会)JIA環境建築賞 優秀賞 ※()内は主催を示す。</p>	<p>お示しの賞がその他a～iと同等と認められる賞となるかについては、選定委員会において各委員が評価する事項となります。</p>

第1回質疑書

(2) 要求水準書

質疑番号	資料ページ番号	見出番号	質問	回答
1	9	2.7(1)	1) 上下水道局駐車場敷地と2) 第2来庁者用駐車場敷地は2つに分かれた(2筆)敷地でしょうか。資料B-1計画敷地図により現状分筆されており、今回の整備により1筆に変更(区画形質の変更)が必要と考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えいただいて結構です。 現状、上下水道局駐車場(倉庫)敷地、来庁者用駐車場及び公用車庫の3区画に分かれている敷地を、新庁舎建設においては一体利用(1区画)とすることとしているため、原則、開発許可申請が必要としております。詳細については、計画時点において担当部署との協議が必要となります。
2	55	4.2	4.2設計業務(4)その他、業務の履行に係る条件等のうち、2)業務実績情報の登録についてに記載されている「業務実績情報サービス(TECRIS)」は調査設計・地質調査・測量・コンサル・発注者支援業務等の委託契約に使用する情報サービスであり、建築設計の場合は「公共建築設計者情報システム(PUBDIS)」を使用すると思料します。当該登録は、「公共建築設計者情報システム(PUBDIS)」で行うという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、建築関連の設計業務は「業務実績情報サービス(TECRIS)」の登録対象外となっておりますので、「公共建築設計者情報システム(PUBDIS)」への登録を行うこととします。 要求水準書P55の4.2(4)2)を以下のように修正します。 受注者は設計業務完了後に公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に業務カルテ情報を入力し、発注者の確認を受けたうえで発注者の確認後10日(ただし、土、日曜及び祝日等は除く)以内に登録を行い、業務カルテ受領書の写しを提出すること。
3	55	(4)1)d)ii) ⑰	各種障害対策計画書とは、P50.4-2(1)2)①・電波障害調査のことを指すと考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えいただいて結構です。

第1回質疑書

(3)その他

質疑 番号	質 問	回 答
1	<p>業務請負契約書(案)別紙1請負金額の支払のうち、(3)建設工事に関する請負金額の前金払について、「予算の範囲内で当該建設工事に関する予定額」と記載がありますが、当該「予定額」は、①予定価格総額もしくは②年度毎に設定される年度出来高予定額、どちらを指していますでしょうか。</p> <p>②年度出来高予定額であれば、社内の意思決定上に必要な利率計算に必要なことから、各年度の出来高予定率を教えてくださいませんか。</p>	<p>前金払については、予算の範囲内で当該建設工事に関する予定価格総額の40%を超えない額とすることとしております。</p>
2	<p>【別添1】岸和田市新庁舎整備事業設計施工業務スケジュール(案)において本庁舎整備における基本・実施設計期間が24カ月想定されています。事業者提案により短縮提案してもよろしいでしょうか。</p> <p>また、上記期間、議会や合意形成の過程で期間を要する内容があればご教示のほどお願いいたします。</p>	<p>工期短縮の提案をしていただくことについては、差支えありません。設計業務の段階において、要求水準書P50 4.2(1)の11及び12項目に記載しているとおり、景観協議や議会への説明、近隣説明会、市民説明会、パブリックコメントの実施を予定しているため、その期間も設計期間に含まれますが、現時点で説明会等の詳細の期間をお示しすることは困難です。</p>
3	<p>【別添1】岸和田市新庁舎整備事業設計施工業務スケジュール(案)において新上下水道局倉庫(料金課、下水道整備課)の2棟を現庁舎解体前に新設することとなっています。</p> <p>岸和田市新庁舎整備基本計画(令和5年3月)P3-16、3.6図3-9において、その新設場所は、現庁舎北西側とし、現状現庁舎と上下水道局をつなぐ横断歩道の一部を撤去後新設すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>現時点で、新上下水道局倉庫(料金課、下水道整備課)の2棟を建築する際に歩道橋の一部を撤去・新設することは想定しておりません。歩道橋の一部撤去・新設する場合は、関係機関及び関係部署との協議によります。</p>